

長岡大学公的研究費の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長岡大学(以下「本学」という。)における公的研究費の管理等の取扱いについて定める。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省及び他府省が所管する競争的資金制度に基づく公的研究費をいう。

(最高管理責任者)

第3条 本学における公的研究費の運営・管理について最終的な責任を負う最高管理責任者は学長とする。

- 2 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が公的研究費の適切な運営・管理を行うための必要な措置を講じなければならない。
- 3 最高管理責任者は、研究活動の不正行為の防止のために、公的研究費の管理・運営に関わる全ての教職員に対し、啓蒙活動に努めなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者は事務局長とする。

- 2 統括管理責任者は、具体的な不正防止対策を策定し、実施状況を最高管理責任者へ報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 統括管理責任者の指示の下、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者を総務課長とする。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、具体的な不正防止対策を実施し、実施状況を統括管理責任者へ報告しなければならない。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の管理・運営に関わる全ての者に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理するとともに最高管理責任者へ報告する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の管理・運営が適切に行われているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(研究倫理教育責任者)

第6条 統括管理責任者の指示の下、学内における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ研究倫理教育責任者を置く。研究倫理教育責任者は学長が指名する。

- 2 研究倫理教育責任者は、研究者及び研究活動に関わる者に対し、定期的に研究倫理教育を実施しなければならない。
- 3 研究倫理教育責任者は、学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底するため、学生に対する研究倫理教育を推進する。

(事務担当部所)

第7条 公的研究費に関する事務の担当部所は、長岡大学事務組織規程の定めるところによる。

(本学の公的研究費事務)

第8条 本学は、前条の公的研究費事務のほか、配分機関の定める公的研究費の応募及び使用に関するルールに則り、以下の各号のほか、所要の事務を行う。

- (1) 公的研究費の不正な使用を防止するため、研究者及び事務職員を対象として、研修会・説明会を定期的を実施すること。
- (2) 公的研究費の適正な執行を期するため、配分機関の定めに応じ監査を行い、配分機関に報告すること。

(会計経理の基準)

第9条 公的研究費に係る物品購入等の契約、旅費交通費及び謝金の支給、その他会計経理事務は、学校法人中越学園経理規程、長岡大学旅費規程等によるものとする。

(公的研究費の管理に関する契約)

第10条 研究者と本学とは、公的研究費の管理に関する次の事項について、別に定める契約書のとおり契約を交わし、研究者は、本学に公的研究費の管理を行わせるとともに、公的研究費に関わる諸手続を、本学を通じて行う。

- (1) 本学は、研究者に代わり、公的研究費(直接経費・間接経費)を管理し、諸手続を行う。
- (2) 研究者は、直接経費に関して生じた利子及び為替差益を本学へ譲渡するものとし、本学は、研究者から譲渡された利子及び為替差益を受け入れる。
- (3) 本学は、研究者が直接経費により購入した設備、備品又は図書について研究者からの寄附を受け入れ、当該研究代表者等が他の研究機関に転出する場合にはその求めに応じてこれらを当該研究者に返還する。
- (4) 本学は、研究者が交付を受けた間接経費について研究者からの譲渡を受け入れ、これに関する事務を行い、当該研究者が他の研究機関に転出する場合には配分機関の定めに応じ間接経費を当該研究者に返還する。

(行動規範)

第11条 研究者及び公的研究費の管理に関わる全ての事務職員は、別に定める「長岡大学における公的研究費の適正な使用に係る行動規範」を遵守しなければならない。

(相談窓口)

第12条 本学における研究活動の苦情、事務処理手続に関する内外からの相談等を受付けるための窓口を総務課とする。

(不正防止計画)

第13条 最高管理責任者は、不正発生要因を把握し、不正使用を未然に防止する計画を策定・実施する。

- 2 本学は、公的研究費の管理・運営に関わる全ての教職員に対し、別に定める誓約書を提出させ、不正防止の徹底を図る。

(調査)

第14条 不正行為、不正使用については、最高管理責任者の責任において迅速に調査を行い、適切に処理を行う。

(発注・検収業務)

第15条 公的研究費による物品の購入に係る発注・検収業務については、地域連携研究センター事務室が行う。

(業者への対応)

第16条 本学は、公的研究費の取扱いについて取引業者に説明し、適正な使用の徹底を図る。

2 1件あたり150万円以上の物件を購入する場合、別に定める誓約書の提出を求め、不正防止に努める。

3 不正な取引を行った業者については、学校法人中越学園固定資産及び物品購入規程第5条により、取引を停止する。

(内部監査)

第17条 内部監査については、別に定める。

(その他)

第18条 この規程に定めがないことについては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正文部科学大臣決定）に準じて運用する。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成26年12月9日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、「長岡大学科学研究費補助金の取扱いに関する規程」（平成16年7月13日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、平成28年8月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

第10条関係様式

△△△△△費の取扱いに関する契約書

第1条 長岡大学 学長 ○○○○ (以下、「甲」という。)と、△△△△△費(△△△△△ 費
番号 ●●●●● 研究課題名 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□) 研究代表
者(研究分担者) ▲▲▲▲(以下、「乙」という。)とは、△△△△△費の取り扱いについて、以
下のとおり契約する。

第2条 乙は、甲に△△△△△費の管理を行わせるとともに、△△△△△費に係る諸手続を、甲
を通じて行う。

第3条 甲は、乙に代わり、以下の事項を行う。

(1) △△△△△費(直接経費・間接経費)の管理

(2) △△△△△費(直接経費・間接経費)にかかる諸手続

(3) 乙が直接経費により購入した設備、備品又は図書(以下「設備等」という。)について乙
からの寄附を受け入れ、乙が他の研究機関に転出する場合にはその求めに応じてこれらを乙に返
還すること。

(4) 乙が交付を受けた間接経費について乙からの譲渡を受け入れこれに関する事務を行い、
乙が他の研究機関に転出する場合には配分機関の定めに応じて間接経費を乙に返還すること。

第4条 甲は、△△△△△費の適正な執行を期するため、△△△△△費についての監査を毎年
行い、乙はこれに協力するものとする。

第5条 甲は、前条の監査の実施状況及び結果について、配分機関に報告するものとする。

第6条 甲は、△△△△△費の不正な使用が明らかになった場合(不正な使用が行われた疑い
のある場合を含む)、速やかに調査を実施し、その結果について、公表するとともに配分機関に報
告するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 長岡大学 学長 ○○○○ 印

乙 研究代表者(研究分担者) ▲▲▲▲ 印

公的研究費の取扱いに関する誓約書

長岡大学長 殿

所 属
職 名
氏 名
印

公的研究費の管理・運営業務に関わるにあたり、以下のことを誓約いたします。

- 1 公的研究費を適正に管理・運営し、不正を行わないこと。
- 2 長岡大学公的研究費の取扱いに関する規程、学校法人中越学園就業規則等、関連規程を遵守すること。
- 3 不正を行った場合は、法的な責任を負担すること。

※この誓約書は、公的研究費の管理・運営に関わる全ての教職員（研究補助者も含む）が提出すること。

令和 年 月 日

公的研究費の取扱いに関する誓約書

長岡大学長 殿

会 社 名

職 名

氏 名

印

貴学との公的研究費による取引を行うにあたり、以下のことを誓約いたします。

- 1 長岡大学公的研究費の取扱いに関する規程、学校法人中越学園固定資産及び物品購入規程等、関連規程を遵守すること。
- 2 公的研究費の監査、調査等に協力すること。
- 3 不正が認められた場合は、法的な責任を負担すること。
- 4 研究者から不正行為の依頼があった場合は、通報すること。

※この誓約書は、公的研究費により1件あたり150万円以上の取引を行う場合、必ず提出すること。